# 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 利根川上流域の減災に係る取組方針 (案)

## 平成28年9月12日

## 利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

古河市、常総市、取手市、守谷市、坂東市、五霞町、境町、栃木市、佐野市、小山市、野木町、伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、さいたま市、熊谷市、行田市、加須市、本庄市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町、野田市、柏市、我孫子市、足立区、葛飾区、江戸川区、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、(独)水資源機構、気象庁東京管区気象台、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

#### 1. はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨災害では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成27年12月10日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~」が答申された。本答申においては、「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされている。これを踏まえ、国土交通省では新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」を発表した。

利根川上流域では、水防災意識社会再構築ビジョンに基づき、河川管理者、気象庁、都県、 (独)水資源機構、市区町等関係機関が連携し減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト 対策を一体的、計画的に推進する「利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下、 「本協議会」という)を平成28年5月31日に設立した。

本協議会では、昭和22年9月洪水(カスリーン台風)をはじめとした既往洪水や、平成27年9月の関東・東北豪雨災害における対応状況とその課題を踏まえ、利根川上流域での大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目標として定め、平成32年までに各構成員が連携して取り組み、「水防災意識社会」の再構築を行うこととして、利根川上流域全体の取組方針をとりまとめたところである。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組むとともに、 氾濫ブロックごとに設置される部会を通じて、地域の実情に応じた取組方針(ブロック計画)をと りまとめる。その後は、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフ オローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第7条に基づき、作成したものである。

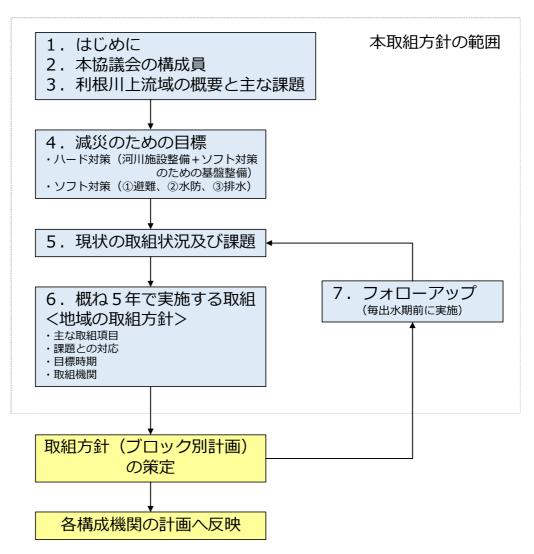


図1 利根川上流域の減災に係る取組フロー

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関(以下「構成機関」という。)は、以下のとおりである。

| III 16 1 == |       |
|-------------|-------|
| 構成機関        | 構 成 員 |
| 古 河 市       | 市長    |
| 常総市         | 市長    |
| 取手市         | 市長    |
| 守 谷 市       | 市長    |
| 坂東市         | 市長    |
| 五霞町         | 町長    |
| 境町          | 町長    |
| 栃 木 市       | 市長    |
| 佐 野 市       | 市長    |
| 小 山 市       | 市長    |
| 野木町         | 町長    |
| 伊 勢 崎 市     | 市長    |
| 太田市         | 市長    |
| 館林市         | 市長    |
| 玉 村 町       | 町長    |
| 板倉町         | 町長    |
| 明和町         | 町長    |
| 千代田町        | 町長    |
| 大 泉 町       | 町長    |
| 邑 楽 町       | 町長    |
| さいたま市       | 市長    |
| 熊谷市         | 市長    |
| 行 田 市       | 市長    |
| 加須市         | 市長    |
| 本 庄 市       | 市長    |
| 春日部市        | 市長    |
| 羽生市         | 市長    |
| 鴻、巣、市       | 市長    |
| 深谷市         | 市長    |
| 草加市         | 市長    |
| 越谷市         | 市長    |
| 桶川市         | 市長    |
| 久 喜 市       | 市長    |

| 構成機関           | 構成員                    |
|----------------|------------------------|
| 八潮市            | 市長                     |
| 三郷市            | 市長                     |
| ー 海 ヴ<br>蓮 田 市 | 市長                     |
| 幸手市            | 市長                     |
| 吉川市            | 市長                     |
| 白岡市            | 市長                     |
| 上里町            | 町長                     |
| 宮代町            | 町長                     |
| 杉戸町            | 町長                     |
| 松伏町            | 町長                     |
| 野田市            | 市長                     |
| 柏市             | 市長                     |
| 我 孫 子 市        | 市長                     |
| 足立区            | 区長                     |
| 葛 飾 区          | 区長                     |
| 江戸川区           | 区長                     |
|                |                        |
| 茨 城 県          | 生活環境部 防災危機管理課長         |
| "              | 土木部 河川課長               |
| 栃 木 県          | 県民生活部 危機管理課長           |
| "              | 県土整備部 河川課長             |
| 群馬県            | 総務部 危機管理室長             |
| "              | 県土整備部 河川課長             |
| 埼 玉 県          | 危機管理防災部 消防防災課長         |
| "              | 県土整備部 河川砂防課長           |
| 千 葉 県          | 防災危機管理部 危機管理課長         |
| "              | 県土整備部 河川環境課長           |
| 東京都            | 総務局 総合防災部 計画調整担当課長     |
| "              | 総務局 総合防災部 防災対策課長       |
| "              | 建設局 河川部 防災課長           |
|                |                        |
| (独)水資源機構       | 特命審議役(関東事業担当)          |
| <b>-</b> 2 +   |                        |
| <b>気象庁</b>     | 東京管区気象台 気象防災部長         |
| <b>国上去这小</b>   | 明市地大教供只利伊贝克法河川市交流区     |
| 国土交通省<br>      | 関東地方整備局利根川上流河川事務所長<br> |
|                |                        |

#### 3. 利根川上流域の概要と主な課題

#### 【河川及び流域の概要】

利根川は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の1都5県にまたがり、首都圏を擁した関東平野を流域として抱えた、幹川流路延長322km、流域面積16,840km<sup>2</sup>の河川であり、流域内人口は日本の総人口の約10分の1にあたる約1,279万人に達している。

また、流域内には、関越自動車道、東北縦貫自動車道、常磐自動車道等の高速道路及び東 北新幹線、上越新幹線、北陸新幹線等があり、現在、東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自 動車道が建設される等、国土の基幹をなす交通施設の要衝となっている。

利根川上流域(利根川上流河川事務所管轄区間(図2))は、戦後の急激な人口の増加、産業、資産の集中を受け、高密度に発展した首都圏を氾濫域として抱えているとともに、その社会・経済活動に必要な多くの都市用水や農業用水は利根川から供給されており、首都圏さらには日本の政治・経済・文化を支える重要な河川である。



図2 利根川上流河川事務所管理区域図

#### 【過去の被害状況】

利根川における特に大きな洪水としては、寛保2年(戌の満水)、天明6年、弘化3年、明治43年、昭和22年の洪水があげられる。

表-1 利根川の主な洪水年表

| 年 号    | 西暦   |
|--------|------|
| 天平宝字2年 | 758  |
| 建永元年   | 1206 |
| 寛永元年   | 1624 |
| 宝永元年   | 1704 |
| 享保6年   | 1721 |
| 享保13年  | 1728 |
| 寛保2年   | 1742 |
| 安永9年   | 1780 |
| 天明3年   | 1783 |
| 天明6年   | 1786 |
| 享和2年   | 1802 |
| 弘化元年   | 1844 |

| 年 号   | 西    | 暦   |
|-------|------|-----|
| 弘化3年  | - 18 | 346 |
| 明治18年 | 18   | 385 |
| 明治23年 | 18   | 390 |
| 明治27年 | 18   | 394 |
| 明治29年 | - 18 | 396 |
| 明治31年 | 18   | 398 |
| 明治43年 | 19   | 910 |
| 昭和10年 | 19   | 935 |
| 昭和13年 | 19   | 938 |
| 昭和16年 | 19   | 941 |
| 昭和22年 | - 19 | 947 |
| 昭和23年 | 19   | 948 |
|       |      |     |

| 年 号   | 西  | 暦   |
|-------|----|-----|
| 昭和24年 | 19 | 949 |
| 昭和25年 | 19 | 950 |
| 昭和33年 | 19 | 958 |
| 昭和34年 | 19 | 959 |
| 昭和41年 | 19 | 966 |
| 昭和47年 | 19 | 972 |
| 昭和56年 | 19 | 981 |
| 昭和57年 | 19 | 982 |
| 平成10年 | 19 | 998 |
| 平成13年 | 20 | 001 |
| 平成19年 | 20 | 007 |

は東

は東京まで被害が及んだ洪水

#### 〇明治43年8月洪水1

明治43年(1910)洪水は、8月5日頃から続いていた前線による降雨と、11日から14日の台風がもたらした豪雨によって発生した。この洪水では、10日から12日にかけて上利根川の左岸、右岸のいたるところで堤防が決壊した。特に11日には利根川治水の要であった中条堤が決壊し、その氾濫流は埼玉県を縦断し、東京府(現東京都)にまで達した。



明治43年洪水における氾濫区域図

#### 関東地方における被害

群馬県及び埼玉県の浸水域は広大な範囲に及び、この2県だけで死者575名にも達しました。

 O死
 者
 769名

 O行方不明者
 78名

 O負傷者
 610名

 O家屋全壊
 2,121戸

 O流出家屋
 2,796戸



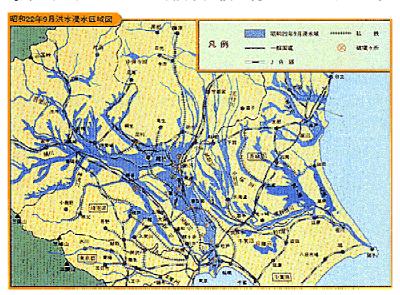
亀戸町屋上生活の惨状

<sup>1 「</sup>利根川百年史」建設省関東地方建設局

#### 〇昭和22年9月洪水(カスリーン台風)2

昭和22年9月洪水は、カスリーン台風によるものであり、利根川流域において戦後最大の降雨となった。3日間の流域平均雨量は利根川本川八斗島上流域で308.6mmに達した。利根川本川では、全川にわたって計画高水位を上回り、支川では、渡良瀬川の全川で計画高水位を上回ったのをはじめ、その他の支川についても各所で計画高水位を上回った。

この洪水により、利根川本川右岸埼玉県北埼玉郡東村新川通り地先(現加須市)においては、約350mにわたって堤防が決壊したのをはじめ、利根川本川及び支川で合わせて24箇所、約5.9kmの堤防が決壊した。新川通り地先における堤防の決壊では、氾濫流は埼玉県内にとどまらず、東京都の葛飾区、江戸川区に達し、浸水面積は約440km²に及んだ。



昭和22年9月洪水の浸水実績図

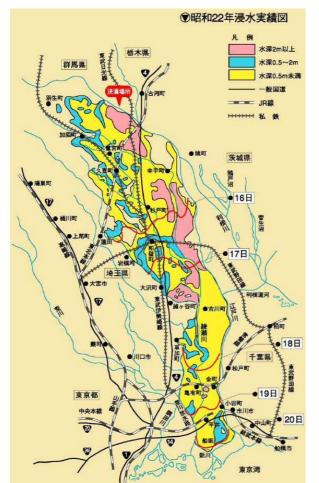
| 都県名      | 家屋の浸水(戸) |          | 家屋流出・倒壊        | 家屋半壊   | 死者     | 傷者     | 田畑の浸水    |  |
|----------|----------|----------|----------------|--------|--------|--------|----------|--|
| 11075-70 | 床上       | 床下       | (戸)            | (戸)    | (人)    | (人)    | (ha)     |  |
| 東京       | 72, 945  | 15, 485  | <del>5</del> 6 |        | 8      | 138    | 2, 349   |  |
| 千葉       | 263      | 654      |                | 6      | 4      |        | 2,010    |  |
| 埼玉       | 44, 610  | 34, 334  | 1, 118         | 2, 116 | 86     | 1, 394 | 66, 524  |  |
| 群馬       | 31, 091  | 39, 938  | 19, 936        | 1,948  | 592    | 315    | 62, 300  |  |
| 茨城       | 10, 482  | 7, 716   | 209            | 75     | 58     | 23     | 19, 204  |  |
| 栃木       |          | 45, 642  | 2, 417         | 3, 500 | 352    | 550    | 24, 402  |  |
| 合計       |          | 303, 160 | 23, 736        | 7, 645 | 1, 100 | 2, 420 | 176, 789 |  |

出典:利根川百年史

昭和22年9月洪水による被害状況

7

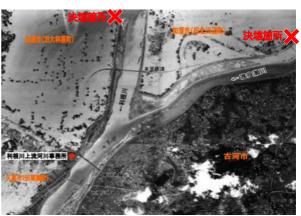
<sup>2</sup> 利根川水系利根川・江戸川河川整備計画



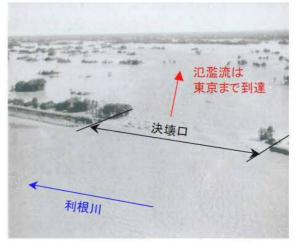
昭和22年9月洪水の浸水実績図



旧大利根町(現埼玉県加須市)の浸水状況



昭和22年9月22日の様子(破堤6日後)



決壊口の様子(利根川)



東京都葛飾区の浸水状況

#### 【被害の特性】

利根川上流域において大規模な氾濫が発生した場合、以下のような被害が発生するおそれがある。

- 〇利根川上流域は、利根川本川の左右岸だけでなく、渡良瀬川合流点と江戸川分派点を境に、 氾濫特性が異なり、大きく5つの氾濫ブロックに分けられる(図3)。
- 〇利根川上流部右岸の洪水氾濫区域は、人口・資産が集積する首都圏を抱えており、昭和22年のカスリーン台風と同様にひとたび堤防が決壊した場合、氾濫水は埼玉県内はもとより、70km以上離れた東京都内まで達し、広大な地域が壊滅的な被害を受け、我が国の社会経済活動にも甚大な影響を及ぼす。
- 〇一方、利根川上流部左岸及び渡良瀬川支川の思川、巴波川と渡良瀬遊水地の周辺地域では、堤防が決壊した場合、堤防に囲まれた貯留型の氾濫形態となり、浸水深が深く、浸水が長期間継続する。3階以上の浸水深に達するような区域も広く、多数の人的被害が発生するおそれがある。
- 〇利根川には、堤防の天端高と堤内地の地盤高との差(比高差)が10mを超える区間が多くあり、万一、そこで堤防が決壊すると、沿川のみならず、河川から離れた所でも氾濫流により、家屋が流失・倒壊するおそれがある。
- 〇利根川上流域の浸水想定区域(全想定破堤地点の包絡図)にかかる自治体は48市区町あり、そのうち、行政区域のほぼ全域が浸水域となる自治体は15市町ある。また、災害時拠点となる庁舎が浸水区域内にある自治体は25市町ある。(図4)。
- 〇人口が集中する区域に広範囲に氾濫水が到達し、また、浸水が非常に深くなる区域もあるため、多数の避難者が生じ、浸水エリア外の市区町への避難(広域避難)が必要となる。
- ○幹線道路や鉄道の浸水するため、人の移動や物資輸送が困難となり、避難や応急・復旧活動等に大きな影響が出る。

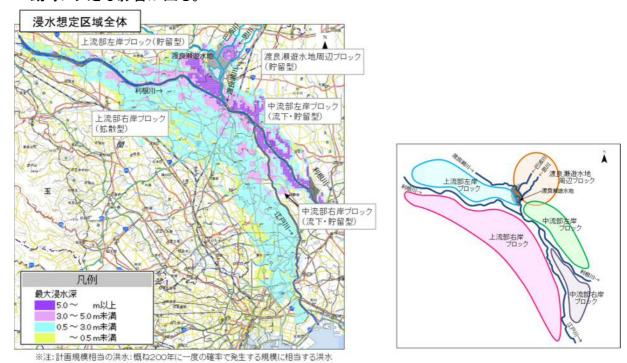


図3 氾濫特性からみた利根川上流域の氾濫ブロック

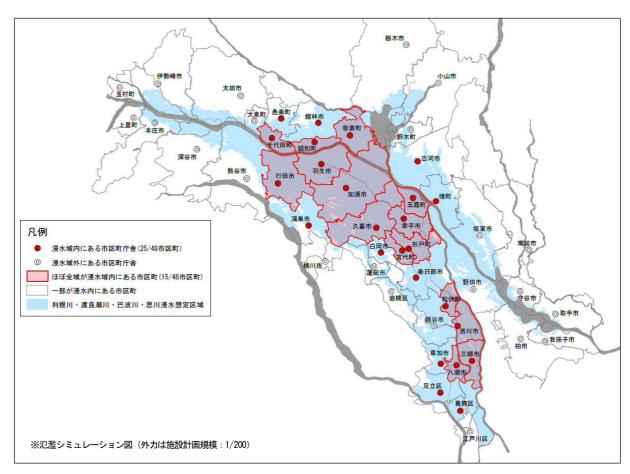


図4 利根川上流域の浸水想定区域(計画規模)と市区町村界

#### 【氾濫特性と滞留特性】

利根川上流域の5つの氾濫ブロックの氾濫特性、滞留特性の特徴を以下に示す。

- ① 利根川上流部右岸ブロック(江戸川分流点の上流部)
  - ・利根川右岸で福川下流の行田市酒巻地先(左岸157.0k)で堤防が氾濫すると、氾濫流は荒川沿川付近まで拡散した後、中川・綾瀬川流域の低平地を中川沿いに流下して東京都まで達することが想定され、広大な地域が壊滅的な被害を受ける。また、多くの鉄道や道路網への影響が懸念される。
  - ・江戸川や中川の堤防で囲まれた地域では浸水が1週間以上継続することが想定される。

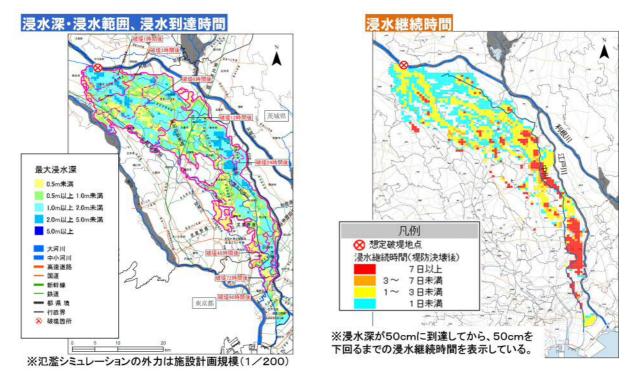
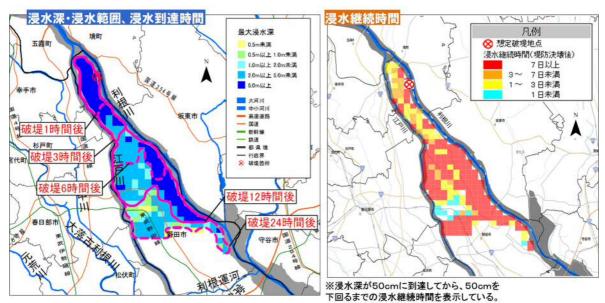


図5 利根川上流部右岸ブロック(江戸川分流点の上流部)の氾濫特性・滞留特性

#### ② 利根川中流部右岸ブロック(江戸川分流点の下流部)

- ・利根川右岸堤と江戸川左岸堤及び下総台地高台に囲まれた貯留型の氾濫形態であり、野田市関宿台町地先(左岸118.5k)で氾濫すると、上流は野田市北部(旧関宿町)全域が浸水し、下流は利根川右岸沿いに利根運河右岸まで、さらに低地を介して江戸川左岸まで氾濫流が到達することが想定される。
- ・主要国道16号、東武野田線は浸水による交通への影響が懸念される。
- ・野田市北部(旧関宿町)や野田市南部の利根川沿川においては、浸水深が5m以上と非常に深くなる。また、野田市南部(江戸川寄りの中心部を除く)においては、浸水継続時間が長期化することが想定される。



※代表地点における氾濫シミュレーション図(外力は施設計画規模:1/200)

図6 利根川中流部右岸ブロック(江戸川分流点の下流部)の氾濫特性・滞留特性

- ③ 利根川上流部左岸ブロック(渡良瀬川合流点の上流部、渡良瀬川右岸)
  - ・利根川左岸、渡良瀬遊水地、渡良瀬川右岸の堤防に囲まれた貯留型の氾濫形態となり、利根川左岸の大泉町古海地先(左岸160.5k)で氾濫すると、利根川左岸沿川に流下した氾濫流が、破堤後24時間以内で加須市(旧北川辺町)や板倉町まで達し、浸水深が深くなる。また、加須市(旧北川辺町)と板倉町のほぼ全域と板倉町に隣接する館林市の一部の地域では、1週間以上にわたり氾濫した水が滞留する可能性がある。
  - 主要国道や東武伊勢崎線などは浸水による交通への影響が懸念される。

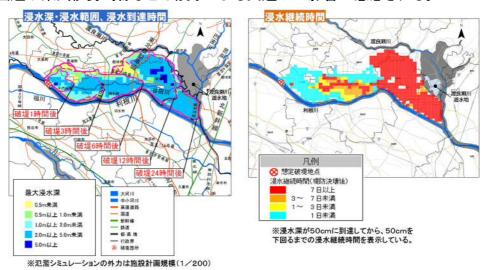


図7 利根川上流部左岸ブロック(渡良瀬川合流点の上流部)の氾濫特性・滞留特性

- (4) 利根川中流部左岸ブロック(渡良瀬川合流点の下流部、渡良瀬川左岸)
  - ・利根川左岸沿いが低平であるため、氾濫流が川に沿って流下し易い形態であり、上流の古河市中田新田地先(左岸132.0k)で氾濫すると、飯沼川合流点まで氾濫流が到達することが想定され、主要国道やJR宇都宮線の浸水による交通への影響が懸念される。
  - ・古河市、境町、坂東市の利根川沿川や、宮戸川沿いの境町の塚崎地区、稲尾地区、志鳥地区、若林地区、及び坂東市の長須地区、鵠戸地区、船戸地区、みむら地区の低地では、浸水深が5m以上となり、浸水継続時間も長期化する。

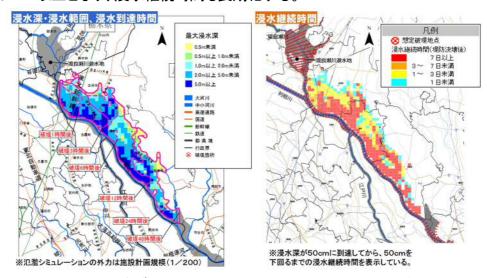


図8 利根川中流部左岸ブロック(渡良瀬川合流点の下流部)の氾濫特性・滞留特性

#### ⑤渡良瀬遊水地周辺ブロック(思川左右岸、巴波川左右岸)

#### (a)思川右岸、巴波川左岸

- ・思川右岸や巴波川左岸の最下流部(思川右岸1.5k)で破堤した場合は、巴波川、渡良瀬遊水地、思川に囲まれた栃木市、小山市と、野木町の一部が浸水する。
- ・氾濫水は思川や巴波川の上流へ向かって広がる。与良川と巴波川で囲まれた地域の氾濫 水は思川(決壊口)まで戻りづらいため、浸水継続時間が長期化する。

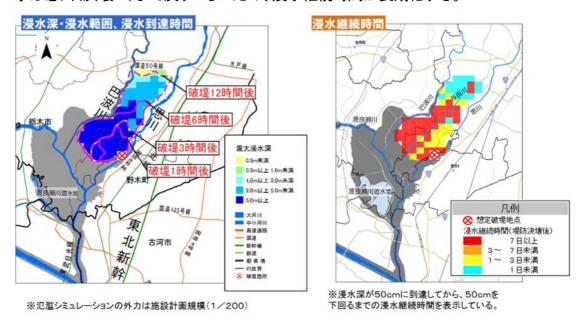


図9 渡良瀬遊水地周辺ブロック(思川左右岸、巴波川左右岸)の氾濫特性・滞留特性

#### (b)思川左岸

- ・思川左岸(1.0k)で破堤した場合は、氾濫水が野木町を通って、利根川左岸沿川の古河市や 境町の一部の地域にまで到達することになる。
- ・浸水深50cm以上の浸水エリアは少ないが、氾濫水が利根川本川の反対側から襲ってくる ため、注意が必要である。

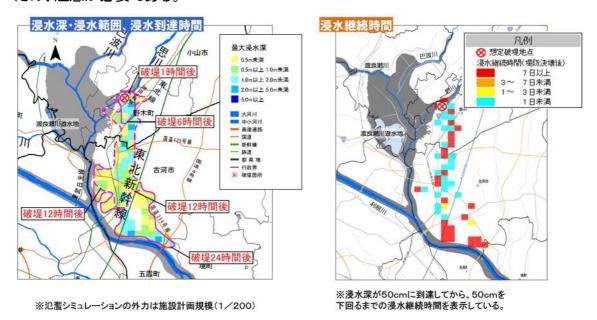


図10 渡良瀬遊水地周辺ブロック(思川左岸を含む)の氾濫特性・滞留特性

#### 【減災に向けた主な課題】

利根川上流域における減災に向けた主な課題は、以下のとおりである。

- 〇上流部右岸や上流部左岸で破堤した場合は、行政区域の全部あるいは大部分が浸水する 自治体が多数存在するため、広範囲にかつ大量に発生する避難者を洪水氾濫区域外に避 難させるためには、自治体の境界を越えた数10kmの移動と避難場所の確保が必要にな る。
- 〇河川沿川(堤防の比高差が大きい区間)は、家屋の流失・倒壊の恐れがあることから、確実 な立ち退き避難と逃げ遅れた場合の緊急避難場所の設置が必要である。
- 〇堤防延長が長く、広範囲に渡る多様な水防活動が必要な一方で、水防団員数の減少、高齢 化、サラリーマン化により、円滑かつ迅速な対応が困難になっている。
- 〇浸水による被害を避け、災害対応を継続するため、防災上の拠点となる市役所庁舎等の浸水を想定した耐水化や代替施設の確保が必要である。
- 〇氾濫水の広域的な拡散や、氾濫水の湛水が長期化する地域における早期排水対策が必要である。

#### 4. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成員が連携して平成32年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

## 【5年間で達成すべき目標】

利根川上流域では、広域な氾濫面積、深い浸水深、長い浸水継続時間といった氾濫特性を踏まえ、大規模水害に対し、「**逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」**を目指す。

- ※大規模水害・・・・・・想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
- ※逃げ遅れ・・・・・・立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態
- ※社会経済被害の最小化・・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

#### 【目標達成に向けた3本柱】

上記目標の達成に向け、河川管理者が実施する堤防整備や洪水調節施設の整備など、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取組

## 5. 現状の取組状況及び課題

利根川上流域における減災対策について、各構成員の現状での取組を確認し、課題を抽出した結果を、以下のとおり、とりまとめを行った。

#### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

| 項目              | 現状○と課題●                                                               | 課題<br>番号                                         |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
|                 | 〇利根川上流域において、計画規模の降雨による浸水想定<br>及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を利根J             |                                                  |
|                 | 河川事務所ホームページ等で公表している。                                                  | <u>-1 — # 10                                </u> |
|                 | 〇県では各市区町が作成するハザードマップ作成の支援を行                                           | ってい                                              |
|                 | る。<br>  ○#**いぜ いついづたたば! タラ歌たらま反映士 / ^°                                | ***                                              |
|                 | ○ <u>洪水ハザードマップを作成</u> し、 <u>各戸配布や市区町ホームペーの公開を行っている。</u>               | <u> </u>                                         |
| <br>  想定される浸水リス | ○市街地の電柱等に浸水実績(または想定)浸水深、避難場                                           | 所等を                                              |
| クの周知            | 標識として表示する「 <u>まるごとまちごとハザードマップ</u> 」を市[                                | 区町で                                              |
|                 | 実施している。                                                               |                                                  |
|                 | ●浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。                                           | 1-1                                              |
|                 | ●「まるごとまちごとハザードマップ」の看板設置について                                           | 1-2                                              |
|                 | は、 <u>地域住民との合意形成が必要</u> である。                                          | 1 2                                              |
|                 | ●想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成・公                                            |                                                  |
|                 | <u>表及びそれに伴う洪水ハザードマップの改訂が必要</u> であ                                     | 1-3                                              |
|                 | る。<br>  ○                                                             |                                                  |
|                 | │○河川水位の上昇時には、住民避難等に資する「 <u>洪水予報</u> 」<br>│ 交通省・気象庁共同発表)を市区町向けに通知している。 | 「国工                                              |
|                 | ○直轄管理区間において堤防の決壊、溢水等の重大災害が発生す                                         |                                                  |
|                 | るおそれがある場合には、利根川上流河川事務所長から                                             |                                                  |
| 洪水時における河川       | 区町の首長に対して情報提供(ホットライン)を実施している。                                         | )                                                |
| 水位等の情報提供        | ●洪水予報等の <u>防災情報の意味</u> やその情報に対して <u>とるべ</u>                           |                                                  |
| 等の内容について        | き行動や対応が住民には十分に認知されていない懸念が                                             | 1-4                                              |
|                 | <u> </u>                                                              |                                                  |
|                 | ●堤防が決壊した場合の情報提供(ホットライン)では、対象                                          |                                                  |
|                 | となる市区町が多いため、効率的かつ的確に行う必要があ                                            | 1-5                                              |
|                 | <b>ర</b> 。                                                            |                                                  |
|                 | │○地域防災計画や水防計画において、 <u>避難勧告の発令基準</u><br>│  ··                          | <u>を定め</u>                                       |
| 避難勧告等の発令        | ている。                                                                  | u- — —                                           |
| 基準              | ○地域防災計画とは別に、主に担当 <u>職員向けの避難勧告判断マニ</u>                                 |                                                  |
|                 | <u>ュアルを作成</u> している。<br>○■では白治体の避難勧告等判断伝達フェュアルの作成支                     | 望太 行                                             |
|                 | 〇県では自治体の <u>避難勧告等判断伝達マニュアルの作成支</u>                                    | <u>友</u> ど1丁                                     |

|           | っている。                                                  |          |
|-----------|--------------------------------------------------------|----------|
|           |                                                        | 117      |
|           | 〇避難勧告に着目した <u>防災行動計画(タイムライン)を作成</u> して                 | .いる。<br> |
|           | ●利根川上流部で堤防決壊が発生した場合の浸水到達時間                             | 1.0      |
|           | が長い下流域では、具体的な <u>避難勧告等発令基準は設定</u>                      | 1-6      |
|           | していない。                                                 |          |
|           | ●深夜や早朝の避難勧告等の発令タイミングの見極めが難                             | 1-7      |
|           | Liv.                                                   | _ `      |
|           | ●バックウォーターが発生しているときなどは、 <u>避難勧告等</u>                    | 1-8      |
| ,         | <u>の発令タイミングが難しい。</u>                                   | 10       |
|           | ●洪水予報の基準観測所の受け持ち区間は、対象地域が広                             |          |
|           | 範囲であるため、避難勧告等を発令する場合、避難勧告等                             | 1-9      |
|           | <u>のための適正な区割りと絞込みが必要</u> である。                          |          |
|           | ●降雨や水位の予測や、避難勧告等を発令すべき対象区域                             | 1-10     |
|           | の特定が難しい。                                               | 1-10     |
|           | ●避難勧告等を、広範囲に、正確・確実に伝えることはかなり                           | 1 11     |
|           | の時間を要する。                                               | 1-11     |
| `<br>     | ●避難行動を一番早く開始しなければいけない <u>避難行動要</u>                     |          |
|           | 支援者の空振りによる負担が大きく、度重なる空振りは許                             | 1 10     |
|           | されるものではないため、正確な情報の収集と発信のため                             | 1-12     |
|           | に関係機関の <u>人的支援が必要</u> となる。                             |          |
|           | ●大規模水害の場合は、 <u>複数の自治体に影響が及ぶ</u> ことが                    |          |
|           | 想定されることから、タイムラインの作成においては広域の                            | 1-13     |
|           | 視点が必要となる。                                              |          |
|           | 〇各市区町の地域防災計画において、市区町内の避難場所                             | ·避難      |
|           | 経路を設定し、ハザードマップや各市区町のホームページ                             | で情報      |
|           | <u>公開</u> している。                                        |          |
|           | 〇大まかな <u>避難経路をハザードマップに掲示</u> している。                     |          |
|           | 〇避難時に危険となる箇所や避難経路の掲示等について、 <u>「</u> 〕                  | <u> </u> |
|           | <u>水マップ」を作成している。</u>                                   |          |
|           | 〇企業と、 <u>避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を締結</u>                    | してお      |
| 避難場所∙避難経路 | り、順次、設置を拡大している。                                        |          |
| の設定       | ○ほぼ全域が浸水想定区域となる市町や浸水深が深くなるで                            | 市町で      |
|           | は、公共施設で2階以上にある建物を緊急避難場所とし、(7                           | 水が引      |
|           | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                   | してい      |
|           | <br>る。                                                 |          |
|           | ○浸水しない地域への避難が出来なかった場合に、緊急的に                            | 生命を      |
|           | 守るために垂直避難ができるよう、「洪水緊急避難建物」を                            |          |
|           | ている。                                                   |          |
|           | ○自治町会が、民間マンション等と水害時の一時避難に関す。                           | る協定      |
|           | C DID TENT TENT OF THE THEOLOGY OF THE TOTAL PROPERTY. | <u></u>  |

| を締結できるように、ガイドラインを作成している。 〇大規模氾濫時の広域避難に備えて、近隣市区町村だけではなく、利根川上流域外の離れた市区町村と協定を結んで避難所の確保に努めている。 〇県地域防災計画において市町は広域避難場所を選定確保するよう規定している。 〇県では自ら浸水想定区域図を作成、公表するとともに、市町が作成するハザードマップの作成支援を行っている。 ○法水ハザードマップの作成支援を行っている。 ○法水ハザードマップの住民への浸透が課題である。 ●法水ハザードマップの住民への浸透が課題である。 ●法水ハザードマップの住民への浸透が課題である。 ●地震や洪水など、災害の種類により避難所を分けることによって、かえって周知徹底が難しくなることがある。 ●大規模氾濫の場合、選難場所、選難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。 ●連経路に指定した道路で被災してしまうことも考えられ、避難経路が指別に定さない可能性がある。 ● 堤防が高く氾濫による家屋側壊リスクが高いこと、大量の氾濫水が滞留に浸水深が大きくなる地域が存在することから、確実な立ち退き避難や緊急的な一時避難地の確保が必要である。 ● 大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に遊難場所が不足することが懸念される。 ● 大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に遊難場所が不足することが懸念される。 ● 大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に遊難場所が不足することが懸念される。 ● 大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に遊難場所が不足することが懸念される。 ● 大規模氾濫によりをの選難では、協定先の選難に、避難者の振り分け方等が困難になる。 ● 大規模氾濫の場合の広域避難では、協定先の選難の協力を強力が分けがより、対理を持ついる。 ● 大規模により、と野性準備情が、避難指示を発令した場合に、防災行政無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。 ● 直接を行うこととしている。 ● 直接を行うこととしている。 ● 直接を行うこととしている。 ● 連接を行うこととしている。 ● 連接を行うこととしている。 ● 連接を行うこととしている。 ● 連接により、避難行動要支援者をはむほとをのの、エ夫が必要である。 ● 本にないにならにないままれがある。  ● 本にないまされがある。  ● 本にないなますが場である。  ● 本にないなますが場である。 ● 本にないなますが場をでいる。 ● 本にないなますが場をでいる。 ● 本にないなますが場をでいる。 ● 本にないなますが場をでいる。 ● 本にないなますがままれが表さ。 ● 本にないなますがままれがままれがままれが表もないままれがある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |          |                                        |            |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------------------------------------|------------|--|
| 利根川上流域外の離れた市区町村と協定を結んで避難所の確保に努めている。 〇県地域防災計画において市町は広域避難場所を選定確保するよう規定している。 〇県では自ら浸水想定区域図を作成、公表するとともに、市町が作成するハザードマップの作成支援を行っている。 〇広域避難のため他県との調整等の支援を市区町に対して行っている。 ●洗水ハザードマップの住民への浸透が課題である。 ● 地震や洪水など、災害の種類により避難所を分けることによって、かえって周知徹底が難しくなることがある。 ● 大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。 ● 迷難経路に指定した道路で被災してしまうことも考えられ、避難経路の指定や明示を行うことが難しい。 ・ 場防が高く氾濫による家屋倒壊リスクが高いこと、大量の氾濫水が滞留し浸水深が大きくなる地域が存在することから、確実な立ち退き避難や緊急的な一時避難地の確保が必要である。 ● 大規模氾濫の場合の広域避難では、協定先の避難所も含めて、避難たの被害状況の把握、避難先の選定、避難者所が不足することが懸念される。 ● 大規模氾濫の場合の広域避難では、協定先の避難所も含めて、避難たの被害状況の把握、避難先の選定、避難者の振り付方等が困難になる。 ○ 住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。 ○ 健康等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。 ○ 健康・市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急連報タール、レアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。 ○ 自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。 ● 暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。 ・ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部1・22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |          |                                        |            |  |
| に努めている。 ○県地域防災計画において市町は広域避難場所を選定確保するよう規定している。 ○県では自ら浸水想定区域図を作成、公表するとともに、市町が作成するハザードマップの作成支援を行っている。 ○広域避難のため他県との調整等の支援を市区町に対して行っている。 ●洗水ハザードマップの住民への浸透が課題である。 ●大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。 ●大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。 ●大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が高切にできない可能性がある。 ●大規模氾濫におり家の場合で被災してしまうことも考えられ、避難経路の指定や明示を行うことが難しい。 ●堤防が高く氾濫による家屋倒壊リスクが高いこと、大量の氾濫水が滞留に浸水変が大きなる地域が存在することから、確実な立ち退き避難や緊急的な一時避難地の確保が必要である。 ●大規模氾濫の場合の広域避難では、協定先の避難所も含めて、避難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者所が不足することが懸念される。 ●大規模氾濫の場合の広域避難では、協定先の避難所も含めて、避難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者が未り付方等が困難になる。 ○仕民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。 ○避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、レアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。 ○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。 ●暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。 ●木ムページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部1・22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |          | ○大規模氾濫時の広域避難に備えて、近隣市区町村だけではなく、         |            |  |
| ○県地域防災計画において市町は広域避難場所を選定確保するよう規定している。 ○県では自ら浸水想定区域図を作成、公表するとともに、市町が作成するハザードマップの作成支援を行っている。 ○広域避難のため他県との調整等の支援を市区町に対して行っている。 ●洪水ハザードマップの住民への浸透が課題である。 ●洪水ハザードマップの住民への浸透が課題である。 ●洪水ハザードマップの住民への浸透が課題である。 ●洪水小が一ドマップの住民への浸透が課題である。 ● 池震や洪水など、災害の種類により避難所を分けることによって、かえって周知徹底が難しくなることがある。 ● 大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。 ● 避難経路に指定した道路で被災してしまうことも考えられ、避難経路の指定や明示を行うことが難しい。 ● 堤防が高く氾濫による家屋倒壊リスクが高いこと、大量の氾濫水が滞留に浸水深が大きくなる地域が存在することから、確実な立ち退き避難や緊急的な一時避難地の確保が必要である。 ● 大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。 ● 大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。 ● 大規模氾濫の場合の広域避難では、協定先の選難のもの。対域犯濫を引力によりをの理難、避難先の選定、避難者の振り分け方等が困難になる。 ● 住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カテ)の閲覧ができるようにしている。 ● 健民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カテ)の閲覧ができるようにしている。 ● 連維衛情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車・市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブツイ、ツイッター、緊急速報メール、レアラート、報道機関の協力を得たの様報は、直動を行うこととしている。 ● 鼻風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、エ夫が必要である。 ● 本ームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部1・22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |          | 利根川上流域外の離れた市区町村と協定を結んで避難所の             | <u>の確保</u> |  |
| う規定している。   ○県では自ら浸水想定区域図を作成、公表するとともに、市町が作成するハザードマップの作成支援を行っている。   ○広域避難のため他県との調整等の支援を市区町に対して行っている。   ●洗水ハザードマップの住民への浸透が課題である。   1-14     ●地震や洪水など、災害の種類により避難所を分けることによって、かえって周知徹底が難しくなることがある。   1-15     日本で、かえって周知徹底が難しくなることがある。   1-16     小規模犯訟の場合、避難経路に対定した道路で被災してしまうことも考えられ、避難経路の指定や明示を行うことが難しい。   1-17     連防が高く氾濫による家屋倒壊リスクが高いこと、大量の氾濫水が滞留に浸水深が大きくなる地域が存在することから、確実な立ち退き避難や緊急的な一時避難地の確保が必要である。   大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。   大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。   大規模氾濫によりをの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。   大規模氾濫の場合の広域避難では、協定先の避難所も含めて、避難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者がより分け方等が困難になる。   ○住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。   ○避難準備情報・避難制命・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フィスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。   ●異風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。   1-21     ●加速となるので、工夫が必要である。   1-21                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |          | に努めている。                                |            |  |
| ○県では自ら浸水想定区域図を作成、公表するとともに、市町が作成するハザードマップの作成支援を行っている。 ○広域避難のため他県との調整等の支援を市区町に対して行っている。 ●洪水ハザードマップの住民への浸透が課題である。 ●地震や洪水など、災害の種類により避難所を分けることによって、かえって周知徹底が難しくなることがある。 ●大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。 ●避難経路に指定した道路で被災してしまうことも考えられ、避難経路の指定や明示を行うことが難しい。 ●堤防が高く氾濫による家屋倒壊リスクが高いこと、大量の氾濫水が滞留し浸水深が大きくなる地域が存在することから、確実な立ち退き避難や緊急的な一時避難地の確保が必要である。 ●大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。 ●大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。 ●大規模氾濫により多くの避難を開きたの選定、避難者が大理した場合に避難場所が不足することが懸念される。 ●大規模氾濫により多くの避難では、協定先の避難所も含めて、選難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者が成り付方等が困難になる。 ●住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。 ●避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車・市区町公式サイトメール配信サービス、フィイスブック、ツイッター、緊急速報メール、レアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。 ●選風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。 ●水山の経費となるので、工夫が必要である。 ●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部1・22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |          | 〇県地域防災計画において市町は広域避難場所を選定確保             | するよ        |  |
| 成するハザードマップの作成支援を行っている。  ○広域避難のため他県との調整等の支援を市区町に対して行っている。  ●洪水ハザードマップの住民への浸透が課題である。 ●地震や洪水など、災害の種類により避難所を分けることによって、かえって周知徹底が難しくなることがある。 ●大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。 ●選難経路に指定した道路で被災してしまうことも考えられ、避難経路の指定や明示を行うことが難しい。  ●堤防が高く氾濫による家屋倒壊リスクが高いこと、大量の氾濫水が滞留し浸水深が大きくなる地域が存在することから、確実な立ち退き避難や緊急的な一時避難地の確保が必要である。  ●大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。  ●大規模氾濫により多くの避難では、協定先の避難所も含めて、避難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者の近り分け方等が困難になる。  ○住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。  ○遅戦準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、レアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。  ○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。  ●暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。  ●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          | <u>う規定</u> している。                       |            |  |
| ○広域避難のため他県との調整等の支援を市区町に対して行っている。  ●洪水ハザードマップの住民への浸透が課題である。 ●地震や洪水など、災害の種類により避難所を分けることによって、かえって周知徹底が難しくなることがある。 ●大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。 ● 避難経路に指定した道路で被災してしまうことも考えられ、避難経路の指定や明示を行うことが難しい。 ●堤防が高く氾濫による家屋倒壊リスクが高いこと、大量の氾濫水が滞留し浸水深が大きくなる地域が存在することから、確実な立ち退き避難や緊急的な一時避難地の確保が必要である。 ●大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。 ●大規模氾濫の場合の広域避難では、協定先の避難所も含めて、選難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者の援り分け方等が困難になる。 ○住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。 ○選準準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急連報メール、レアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。 ○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。 ●暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。 ●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部1・22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |          | 〇県では自ら <u>浸水想定区域図を作成、公表</u> するとともに、市町  | 町が作        |  |
| いる。    通洪水ハザードマップの住民への浸透が課題である。   1-14     ●地震や洪水など、災害の種類により避難所を分けることに                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |          | 成する <u>ハザードマップの作成支援</u> を行っている。        |            |  |
| ●洪水ハザードマップの住民への浸透が課題である。 1-14 ●地震や洪水など、災害の種類により避難所を分けることによって、かえって周知徹底が難しくなることがある。 ●大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。 ●連難経路に指定した道路で被災してしまうことも考えられ、避難経路の指定や明示を行うことが難しい。 ●堤防が高く氾濫による家屋倒壊リスクが高いこと、大量の氾濫水が滞留し浸水深が大きくなる地域が存在することから、確実な立ち退き避難や緊急的な一時避難地の確保が必要である。 ●大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。 ●大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。 ●大規模氾濫の場合の広域避難では、協定先の避難所も含めて、避難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者の振り分け方等が困難になる。 ●住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。 ●産機に、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、レアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。 ●直治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。 ●暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。 ●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部1-22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |          | 〇広域避難のため他県との調整等の支援を市区町に対して             | 行って        |  |
| ●地震や洪水など、災害の種類により避難所を分けることによって、かえって周知徹底が難しくなることがある。   ●大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。   ● 世経路の指定や明示を行うことが難しい。   1-16     1-16     2世   2世   2世   2世   2世   2世   2世                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |          | いる。                                    |            |  |
| は、かえって周知徹底が難しくなることがある。  ◆大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。  ◆避難経路に指定した道路で被災してしまうことも考えられ、避難経路の指定や明示を行うことが難しい。  ◆堤防が高く氾濫による家屋倒壊リスクが高いこと、大量の氾濫水が滞留し浸水深が大きくなる地域が存在することから、確実なち退き避難や緊急的な一時避難地の確保が必要である。  ◆大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。  ◆大規模氾濫の場合の広域避難では、協定先の避難所も含めて、避難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者の振り分け方等が困難になる。  ◆住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。  ◆避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、レアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。  ◆直接の体制や方法  ・ 「全国を行う」ととしている。  ・ 「会国を行う」ととしている。  ・ 「会国を行う」といる。  ・ 「ものは、「会国を対しい。」  ・ 「ものは、「会」を対しい。  ・ 「ものは、「会」を対しい。  ・ 「ものは、「会」を対しい。  ・ 「ものは、「会」を対しい。  ・ 「ものは、「会」を対しい。  ・ 「ものは、「会」を対している。  ・ 「ものは、「会」を対し、「会」を対している。  ・ 「ものは、「会」を対している。  ・ 「ものは、「ないる」を対している。  ・ 「ものは、「ないる」を対している。  ・ 「ものは、「ないる」を対している。  ・ 「ものは、「ないる」を対している。  ・ 「ものは、ないる、「ないる」を対している。  ・ 「ものは、ないる、「ないる、「ないる」を対している。  ・ 「ものは、ないる、「ないる、「ないる」を述れる、「ないる」を述れる。  ・ 「ものは、ないる、「ないる」を述れる。  ・ 「ものは、ないる、ないる、ないる、ないる、ないる、ないる、ないる、ないる、ないる、ないる |          | ●洪水ハザードマップの住民への浸透が課題である。               | 1-14       |  |
| よって、かえって周知徹底が難しくなることがある。  ◆大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切にできない可能性がある。  ●避難経路に指定した道路で被災してしまうことも考えられ、避難経路の指定や明示を行うことが難しい。  ◆堤防が高く氾濫による家屋倒壊リスクが高いこと、大量の氾濫水が滞留し浸水深が大きくなる地域が存在することから、確実な立ち退き避難や緊急的な一時避難地の確保が必要である。  ◆大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。  ◆大規模氾濫の場合の広域避難では、協定先の避難所も含めて、避難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者の振り分け方等が困難になる。  ○住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。  ○避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、レアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。 ○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。  ●黒風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。  ◆ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部1・22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |          | ●地震や洪水など、災害の種類により避難所を分けることに            | 1-15       |  |
| の避難が適切にできない可能性がある。  ●避難経路に指定した道路で被災してしまうことも考えられ、避難経路の指定や明示を行うことが難しい。 ●堤防が高く氾濫による家屋倒壊リスクが高いこと、大量の氾濫水が滞留し浸水深が大きくなる地域が存在することから、確実な立ち退き避難や緊急的な一時避難地の確保が必要である。 ●大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。 ●大規模氾濫の場合の広域避難では、協定先の避難所も含めて、避難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者の振り分け方等が困難になる。 ○住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。 ○避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。 ○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。 ●素風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。 ●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |          | よって、 <u>かえって周知徹底が難しくなる</u> ことがある。      | 1 10       |  |
| の避難が適切にできない可能性がある。  ●避難経路に指定した道路で被災してしまうことも考えられ、避難経路の指定や明示を行うことが難しい。  ●堤防が高く氾濫による家屋倒壊リスクが高いこと、大量の氾濫水が滞留し浸水深が大きくなる地域が存在することから、確実な立ち退き避難や緊急的な一時避難地の確保が必要である。  ●大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。  ●大規模氾濫の場合の広域避難では、協定先の避難所も含めて、避難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者の振り分け方等が困難になる。  ○住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。 ○避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、レアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。 ○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。 ●暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。  ●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部1・22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          | ●大規模氾濫の場合、 <u>避難場所、避難経路が浸水して、住民</u>    | 1.16       |  |
| 選難経路の指定や明示を行うことが難しい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |          | <u>の避難が適切にできない可能性</u> がある。             | 1 10       |  |
| 選難経路の指定や明示を行うことが難しい。  ●堤防が高く氾濫による家屋倒壊リスクが高いこと、大量の氾濫水が滞留し浸水深が大きくなる地域が存在することから、確実な立ち退き避難や緊急的な一時避難地の確保が必要である。  ●大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。  ●大規模氾濫の場合の広域避難では、協定先の避難所も含めて、避難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者の振り分け方等が困難になる。  ○住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。 ○避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、レアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。 ○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。  ●暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。 ●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部1・22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          | ●避難経路に指定した道路で被災してしまうことも考えられ、           | 1-17       |  |
| <ul> <li>氾濫水が滞留し浸水深が大きくなる地域が存在することから、確実な立ち退き避難や緊急的な一時避難地の確保が必要である。</li> <li>●大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。</li> <li>●大規模氾濫の場合の広域避難では、協定先の避難所も含めて、避難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者の振り分け方等が困難になる。</li> <li>○住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。</li> <li>○避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。</li> <li>○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。</li> <li>●暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。</li> <li>●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部でよった。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |          | 避難経路の <u>指定や明示を行うことが難しい。</u>           | 1 17       |  |
| 5、確実な立ち退き避難や緊急的な一時避難地の確保が<br>必要である。   ◆大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場<br>所が不足することが懸念される。   ◆大規模氾濫の場合の広域避難では、協定先の避難所も含<br>めて、避難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者<br>の振り分け方等が困難になる。   ◆住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホーム<br>ページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監<br>視カメラ)の閲覧ができるようにしている。<br>○避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政<br>無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブ<br>ック、ツイッター、緊急速報メール、レアラート、報道機関の協力を<br>得て広報を行うこととしている。<br>○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行<br>動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。<br>  ◆素風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き<br>取り困難となるので、工夫が必要である。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |          | ●堤防が高く氾濫による <u>家屋倒壊リスクが高い</u> こと、大量の   |            |  |
| ら、確実な立ち退き避難や緊急的な一時避難地の確保が必要である。  ◆大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。 ◆大規模氾濫の場合の広域避難では、協定先の避難所も含めて、避難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者の振り分け方等が困難になる。  ○住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。 ○避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、レアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。 ○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。  ◆基風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。  ◆ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |          | 氾濫水が滞留し <u>浸水深が大きくなる地域</u> が存在することか    | 1.10       |  |
| ●大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。 ●大規模氾濫の場合の広域避難では、協定先の避難所も含めて、避難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者の振り分け方等が困難になる。  ○住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。 ○避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。 ○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。 ●暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。 ●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部1・22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |          | ら、確実な立ち退き避難や緊急的な一時避難地の確保が              | 1 10       |  |
| 所が不足することが懸念される。  ●大規模氾濫の場合の広域避難では、協定先の避難所も含めて、避難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者の振り分け方等が困難になる。  ○住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。 ○避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。 ○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。 ●基風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。  ●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部 1・22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |          | <u>必要</u> である。                         |            |  |
| 所が不足することが懸念される。  ◆大規模氾濫の場合の広域避難では、協定先の避難所も含めて、避難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者の振り分け方等が困難になる。  ○住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。 ○避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。 ○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。  ●素風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。  ●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部1・22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |          | ●大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場             | 1-10       |  |
| のて、避難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者の振り分け方等が困難になる。  ○住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。 ○避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。 ○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。  ●暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。  ●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部 1-22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |          | <u>所が不足することが懸念</u> される。                | 1 19       |  |
| の振り分け方等が困難になる。  ○住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。 ○避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。 ○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。 ●暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。  ●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部1-22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          | ●大規模氾濫の場合の <u>広域避難では</u> 、協定先の避難所も含    |            |  |
| ○住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所のホームページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。 ○避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。 ○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。 ●暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。 ●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部1-22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |          | めて、避難先の被害状況の把握、避難先の選定、避難者              | 1-20       |  |
| ページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧ができるようにしている。 〇避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。 ○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。 ●暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。  ●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部 1-22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |          | の振り分け方等が困難になる。                         |            |  |
| 視力メラ)の閲覧ができるようにしている。   ○避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。   ○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。   ● 暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |          | 〇住民等への情報伝達のために、利根川上流河川事務所の <u>さ</u>    | <u>ホーム</u> |  |
| ○避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、 <u>防災行政</u> 無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。 ○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。 ●暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。 ●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |          | ページからリアルタイム利根川情報の閲覧やライブ映像(ジ            | 可川監        |  |
| 無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行うこととしている。 ○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。 ●暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。 ●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部 1-22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |          | <u>視カメラ)の閲覧ができる</u> ようにしている。           |            |  |
| 住民等への情報伝達の体制や方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          | 〇避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政         |            |  |
| 住民等への情報伝達の体制や方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          | 無線、広報車、市区町公式サイトメール配信サービス、フェ            | イスブ        |  |
| 達の体制や方法  ○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。  ●暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。  ●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部 1-22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 住民等への情報伝 | ック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を        |            |  |
| ○自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防いでいる。  ●暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。  ●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部 1-22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |          | <u>得て広報を行う</u> こととしている。                |            |  |
| ● 暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き<br>取り困難となるので、工夫が必要である。  ●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |          | 〇 <u>自治会、自主防災組織、民生委員等との協力・連携により</u> 、i | 避難行        |  |
| <u>取り困難となる</u> ので、工夫が必要である。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |          | 動要支援者をはじめ <u>住民への周知漏れを防いでいる。</u>       |            |  |
| <u>取り困難となる</u> ので、工夫が必要である。<br>●ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          | ●暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き             | 1-21       |  |
| 1-22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |          |                                        | 1          |  |
| <u>の住民には伝わらないおそれ</u> がある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |                                        | 1-22       |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |          | <u>の住民には伝わらないおそれ</u> がある。              |            |  |

|        | ●避難情報の伝達手段は複数確保しているが、運用する方                    | 1-23        |
|--------|-----------------------------------------------|-------------|
|        | <u>法や人員の整備ができていない。</u>                        | 1 20        |
|        | ●住民等に対する<br>日頃からのリスク情報の周知と、<br>広域避            |             |
|        | 難、立ち退き避難も踏まえた的確な情報伝達の仕組みを構                    | 1-24        |
|        | <u>築することが必要</u> である。                          |             |
|        | 〇避難誘導は、市区町職員、警察、水防団員(消防団員)で                   | 実施す         |
|        | <b>న</b> 。                                    |             |
|        | 〇日頃から避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに                   | 、 <u>自主</u> |
|        | 防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。                   |             |
|        | 〇学校, 社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、 <u>各財</u>         | 色設の         |
|        | 管理者が、児童・生徒等施設利用者を安全に避難誘導する。                   |             |
|        | 〇道路、橋梁等の状況から <u>安全な経路を選定し、誘導</u> する。 <u>特</u> | 寺に危         |
|        | <u>険な箇所は人員を配置</u> する。                         |             |
|        | 〇要配慮者、避難行動要支援者への対応について、マニュア                   | レを作         |
|        | <u>成</u> している、または作成中である。                      |             |
| 避難誘導体制 | 〇自力及び家族等の支援により <u>避難が困難な避難者につい</u>            | ては、         |
|        | 準備した <u>車両により早めに避難</u> させる。                   |             |
|        | 〇浸水時の患者搬送等について近隣消防と調整している。                    |             |
|        | 〇毎年、警察や消防、避難行動要支援者も参加した防災訓練                   | を実施         |
|        | している。                                         |             |
|        | ●市区町職員、警察、水防団員(消防団員)それぞれの役割                   | 1 0 5       |
|        | が明確になっていない。                                   | 1-25        |
|        | ●浸水区域が広大で人口が多いことから、自治体の行政区                    |             |
|        | 域を越えた広域的な避難を円滑に進めるための計画や体                     | 1-26        |
|        |                                               |             |
|        | ●広域的な避難が必要となった場合は、人手不足である。                    | 1-27        |

## ②水防に関する事項

| 項目               | 現状○と課題●                                                           | 課題<br>番号            |  |
|------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------|--|
|                  | 〇国土交通省では、直轄河川における基準水位観測所の水位<br>して「水防警報」を発令している。                   | 立に即                 |  |
|                  | 〇県では、水防計画に基づき <u>水防警報等の情報をFAX、電</u> 記                             | <u>i、メー</u>         |  |
|                  | │ <u>ル等で伝達</u> している。<br>│○受信した「水防警報」等の河川水位等に係る情報は、市区町             | 丁の災                 |  |
| 河川水位等に係る情<br>報提供 | <u>害対策本部から水防団(消防団)へ伝達</u> される。                                    |                     |  |
| 刊证六              | ●水防警報に関する基準水位観測所の対象区間が広範囲で                                        |                     |  |
|                  | あるため、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共                                        | 2-1                 |  |
|                  | <u>有が難しい。</u>                                                     |                     |  |
|                  | ●有線電話や携帯 <u>電話が使えない場合の連絡手段を確保</u> する必要がある。                        | 2-2                 |  |
|                  | 〇市区町の水防計画において、 <u>水防団(消防団)が実施する</u> 違                             | 巡視区                 |  |
|                  | <u>間を設定</u> しており、指令を受けて <u>巡視を行っている。</u>                          |                     |  |
|                  | 〇出水期前に、利根川上流河川事務所、市町、水防団等と合「                                      | 司で重                 |  |
|                  | 要水防箇所等の合同巡視と地域住民を合わせた共同点検を実施                                      |                     |  |
| 河川の巡視区間、水        | している。                                                             |                     |  |
| 防活動の実施体制に        | 〇毎年、 <u>水防訓練を実施し、水防に関する知識だけでなく、氾濫</u>                             | 監の危                 |  |
| ついて              | <u>険性についても水防団(消防団)に説明</u> している。                                   |                     |  |
|                  | ●水防計画において、 <u>巡視区間</u> は設定されているが、実際の                              |                     |  |
|                  | 区間が広範囲過ぎたり、人手が内水対応に奪われてしまう                                        | 2-3                 |  |
|                  | など、巡視できなくなる場合がある。<br>●よいは、またに関する表別はないますも、別様でもないなくない。              |                     |  |
|                  | ●水防活動に関する専門的知識を習得する機会が少なくな                                        | 2-4                 |  |
|                  | り、効果的な <u>訓練や継承方法の確立が必要</u> である。                                  | <b>*</b> ≠ <b>ċ</b> |  |
|                  | ○ <u>土嚢袋やロープ、ブルーシート、救命ボート、交通規制看板等</u><br>舎、水防倉庫、消防署などに分散して用意している。 | <u>寺で川</u>          |  |
|                  | ○水防活動のための人員や資機材を運搬する緊急車両、浸                                        | 7KI +-              |  |
|                  | 際のパトロール用の水上バイク、内水排除のための排水ポンプ車                                     |                     |  |
|                  | 等を配備している。                                                         | 7 7                 |  |
| <br> 水防資機材の整備    | ○水防資機材について、年1回の点検を行っている。                                          |                     |  |
| 状況について           | 〇土木事務所等の関係施設に水防倉庫を設置し、資機材の整備を                                     |                     |  |
|                  | 図っている。                                                            |                     |  |
|                  | ●自治体単位では水防資機材の備蓄等が不十分であり、                                         |                     |  |
|                  | 国、都県、市区町での <u>保有状況の情報共有</u> や非常時にお                                | 2-5                 |  |
|                  | ける <u>相互支援の仕組みを構築していく必要</u> がある。                                  |                     |  |
|                  | <u> ●資機材を配備する十分な場所が確保できない。</u>                                    | 2-6                 |  |

|           | ●木流し工法など、材料が手に入れにくい工法は、それに代                   |             |  |
|-----------|-----------------------------------------------|-------------|--|
|           | <u>わる新技術等を取り入れた工法等を知っておく</u> 必要があ             | 2-7         |  |
|           | <b>る</b> 。                                    |             |  |
|           | 〇 <u>自家発電設備を備えている。現在の浸水想定では、</u> 浸水した         | ない高         |  |
|           | 台や盛土された場所、または <u>浸水想定区域外に在るため、</u>            | 曼水被         |  |
|           | 害はないと考えている。                                   |             |  |
|           | 〇地下に設置していた <u>自家発電装置を</u> 撤去し、 <u>屋上に新設した</u> | -0          |  |
|           | ○庁舎が浸水する可能性があるため、業務継続計画及び災害時職                 |             |  |
|           | <u>員初動マニュアルにて、代替庁舎の対応等を記載</u> する予定であ          |             |  |
| 庁舎、災害拠点病院 | る。                                            |             |  |
| 等の水害時における | 〇地域防災計画等に代替庁舎や医療体制整備計画を定めてし                   | <b>い</b> る。 |  |
| 対応        | ●庁舎等が大規模氾濫時には浸水すると想定されている                     | 0.0         |  |
|           | が、影響について具体的な検討がなされていない。                       | 2-8         |  |
|           | ●浸水により自家発電設備等の耐水対策や代替施設の確保                    | 0.0         |  |
|           | <u>などが必要</u> となっているが、まだ実施されていない。              | 2-9         |  |
|           | ●想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域に対する影                    | 0.10        |  |
|           | 響検討が必要である。                                    | 2-10        |  |

## ③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

| 項目               | 現状○と課題● 課題<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 排水施設、排水資機材の操作・運用 | <ul> <li>○出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。</li> <li>○内外水位が既定水位を超えた際、メール配信するシステムを導入し、対応に当たっている。</li> <li>○ポンプ場の運転状況は随時監視しており、故障等発生した場合は、メールで職員に状況通知することで情報共有に努めている。</li> <li>○災害対策用機械を配備計画に基づいて配備している。</li> <li>○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。</li> <li>○利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所、下館河川事務所、沿川市区町村、災害復旧協定会社が合同で災害対策用機械操作講習会を実施している。</li> <li>○大規模氾濫時に浸水深が深くなると予想される地域に設置されている排水機場堤内樋門において、氾濫水の排除のため外水圧に加えて内水圧に対しても安全な構造に改修を行っている。</li> <li>●広域的な拡散型の浸水、閉鎖域での貯留型の浸水という地域の浸水特性を踏まえた排水方法、施設・資機材の操</li> </ul> |

| 作・運用方法をとる必要がある。                                                   |     |
|-------------------------------------------------------------------|-----|
| ● <u>浸水域が広いため</u> 、関係する機関、自治体が <u>共同で緊急</u><br>排水計画(案)を作成する必要がある。 | 3-2 |
| ● <u>緊急排水計画(案)に基づく排水訓練を実施</u> し、効果の向上<br>を図っていく必要がある。             | 3-3 |

## ④河川管理施設の整備に関する事項

| 項目        | 現状○と課題●                                     | 課題<br>番号          |
|-----------|---------------------------------------------|-------------------|
|           | 〇堤防高や堤防断面、河道断面が不足している区間の整備(流                | た<br>た<br>た<br>下能 |
|           | 力対策)を継続的に実施している。                            |                   |
|           | ○堤防及び基礎地盤の浸透対策を継続的に実施している。                  |                   |
|           | ○治水容量確保のための調節池の池内掘削を実施している。                 |                   |
|           | 〇災害が発生した場合に緊急復旧などを迅速に行う基地となる                | る <u>河川</u>       |
|           | 防災ステーションや、氾濫時に浸水深が深くなる地域の緊急                 | 急避難               |
|           | 場所として盛土を行う <u>避難地盛土の整備</u> を行っている。          |                   |
|           | ●堤防高や堤防断面の不足、河道の河積不足による流下能                  |                   |
| 堤防等河川管理施設 | <u>力向上</u> が必要な箇所や、 <u>浸透対策が必要な箇所等</u> では、  | 4-1               |
| の現状の整備状況  | 水害の発生に対してのリスクが高い。                           |                   |
|           | ●氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バラン                 |                   |
|           | ス等の観点から <u>堤防整備に至らない区間など</u> について、 <u>決</u> | 4-2               |
|           | <u>壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫</u>           | 4-2               |
|           | <u>する必要</u> がある。                            |                   |
|           | ●大規模氾濫発生時の <u>避難や早期排水のための施設整備</u>           |                   |
|           | <u>が必要</u> である。(逃げ遅れた人の高台避難スペースの確保          | 4-9               |
|           | や排水機場、排水樋管を確実に機能させるための対策等                   | 4-3               |
|           | が必要である。)                                    |                   |

#### 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

#### 1) ハード対策の主な取組

堤防整備等は整備途上であり、洪水により氾濫するおそれがある。また、適切な避難行動や水防活動に資するハード対策が不足している。このためのハード対策における主な取組項目、目標時期、取組機関は、以下のとおりである。

| 主な取組項目                                       | 課題の<br>対応 | 目標時期     | 取組機関            |
|----------------------------------------------|-----------|----------|-----------------|
| ■洪水を河川内で安全に流す対策                              |           |          |                 |
| <利根川上流> 優先的に実施する区間                           |           |          |                 |
| •流下能力対策(堤防整備、河道掘削等)                          | 4-1       | 継続して実施   | 利根川上流           |
| ・堤防及び基礎地盤の <u>浸透対策</u>                       |           | 継続して実施   |                 |
| ■危機管理型ハード対策                                  |           |          |                 |
| <利根川上流> 当面整備に至らない区間                          |           |          |                 |
| ・堤防 <u>天端の保護</u>                             | 4-2       | 平成32年度   | 利根川上流           |
| ・堤防 <u>裏法尻の補強</u>                            |           | 平成32年度   |                 |
| ■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤                        | 等の整       | 備        |                 |
| ・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の                          |           |          |                 |
| 状況を把握・伝達するための基盤整備                            | 1-4       | Ani      | T.(140) (1 ) ++ |
| ※例)ライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧、地域住                     | 1-7       | 継続して実施   | 利根川上流           |
| 民の所在地に応じたリアルタイム情報の充実等の基盤整備の実施。               | 1-11      |          |                 |
| ・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設                         |           |          | 利根川上流           |
| 置                                            |           | 継続して実施   | 水機構             |
| ※例)要注意箇所及び許可工作物(樋管等)監視                       | 2-1       | または      | 都県              |
| のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を行                       | 2-3       | 平成28年度から | 市区町             |
| う。                                           |           | 順次実施     | (許可工作物          |
|                                              |           |          | の管理者)           |
| ・防災行政無線の改良、防災ラジオの配布                          |           | 継続して実施   |                 |
|                                              | 1-17      | または      |                 |
| ※例)防災行政無線のデジタル化と併せて情報伝                       | 1-21      | 平成28年度から | 市区町             |
| 達手段の多重化の検討を行う。                               |           | 順次実施     |                 |
| ※例)防災ラジオを自治会や住民に配付する。<br>・河川防災ステーションや避難地盛土の整 |           |          |                 |
| ・ <u>河川防炎スナーションや避難地盗工</u> の釜<br>    備        | 1-16      | 継続して実施   | 7.110 17.1 14.  |
|                                              | 1-18      | または      | 利根川上流           |
|                                              | 1-19      | 平成28年度から | 市区町             |
| 時に浸水深が深くなる地域の緊急避難場所とし                        | 4-3       | 順次実施     |                 |

| て盛士を行う避難地盛士の整備を行う。                                                                                                                                |                    |                                   |                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----------------------------------|------------------------|
| ・水防活動を支援するための水防資機材等の配備<br>※例)水防団の水防活動を支援するため安全装備(ライフジャケット等)を含めた水防資機材等の充実を図る。                                                                      | 2-5<br>2-6<br>2-7  | 継続して実施<br>または<br>平成28年度から<br>順次実施 | 利根川上流<br>都県<br>市区町     |
| ・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の<br>耐水化<br>※例)庁舎(災害対策本部)は災害時には2階程度<br>まで水没の危険がある。浸水時においても災害<br>対応を継続するため、災害対策室を上の階に置<br>く。また、浸水しない高さへ自家発電装置を移転<br>する等の対策を実施する。 | 2-8<br>2-9<br>2-10 | 継続して実施<br>または<br>平成28年度から<br>順次実施 | 都県<br>市区町              |
| ・対策本部、警戒本部等における <u>情報収集・伝達設備の整備</u><br>※例)新庁舎建設に伴い、災害対策本部を設置した際の情報収集・伝達設備を整備する。                                                                   | 2-1<br>2-2         | 継続して実施<br>または<br>平成28年度から<br>順次実施 | 都県<br>市区町              |
| ・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧<br>対策<br>※例)排水機場について、排水能力の向上と防水<br>壁や防水ゲートの設置等の耐水化を行う。<br>※例)排水機場堤内樋門について、氾濫水排除の<br>ために、外水圧だけではなく内水圧に対しても安<br>全な構造に改修する。      | 4-3                | 継続して実施<br>または<br>平成28年度から<br>順次実施 | 利根川上流<br>都県<br>(施設管理者) |

#### 2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、 以下のとおりである。

## ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

| 主な取組項目                                        | 課題の   | 目標時期           | 取組機関                                  |
|-----------------------------------------------|-------|----------------|---------------------------------------|
| 上谷状恒境口                                        | 対応    | 口加州            | 4以1位1及1天1                             |
| ■住民等の避難行動につながる分かりやすい!                         | ノスク情報 | 報の周知           |                                       |
| ・ <u>まるごとまちごとハザードマップ</u> 整備・拡充                | 1 1   |                |                                       |
| ※例)浸水想定区域内の電柱、学校、公共施設等                        | 1-1   | がなし マロサ        | 利根川上流                                 |
| に水深、避難経路などの表示看板を設置する。                         | 1-2   | 継続して実施         | 市区町                                   |
| ※例)昭和22年カスリーン台風による浸水発生箇所では、その時の実績浸水深を示している。   | 1-3   |                |                                       |
| ・越水開始予測情報の提供                                  | 1-5   |                |                                       |
| ※例)リードタイム(避難猶予時間)を考慮した堤防                      | 1-7   | <br>  平成29年度から |                                       |
| 天端到達時間(避難判断水位や氾濫危険水位到                         | ~     |                | 利根川上流                                 |
| 達からの時間)の予測情報を市区町に提供する。                        |       | 順次実施           |                                       |
|                                               | 1-12  |                |                                       |
| ・自治体や住民の視点に立った浸水シミュ                           | 1-1   |                |                                       |
| <u>レーション情報</u> の提供                            | 1-5   | <br>  平成29年度から |                                       |
| ※例)市区町別に、注視すべき水位観測所、破堤                        | 1-9   | 順次実施           | 利根川上流                                 |
| すると氾濫水が到達する堤防区間及び浸水シミュレーション結果を示した資料を作成し、ホーム   | 1-10  | 順久天旭           |                                       |
| ページで提供する。                                     | 1-11  |                |                                       |
| ・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報                           |       |                |                                       |
|                                               |       | <br>  平成29年度から |                                       |
| ※例)家屋倒壊、氾濫水の最大深度の観点から立                        | 1-18  | 順次実施           | 利根川上流                                 |
| ち退き避難が必要なリスクの高い区域を公表す                         |       | 順 <b>次</b> 美胞  |                                       |
| <b>්</b>                                      |       |                |                                       |
| ■避難計画、情報伝達方法等の改善                              | ı     |                |                                       |
| ・住民等への情報伝達方法の改善                               |       |                |                                       |
| ※例)避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令し                       | 1-21  |                |                                       |
| た場合は、防災行政無線、広報車、メール配信                         | 1-22  | 平成28年度から       | 市区町                                   |
| サービス、フェイスブック、ツイッター、Lアラート、<br>報道機関の協力を得て広報を行う。 | 1-23  | 順次実施           | I I I I I I I I I I I I I I I I I I I |
| また、防災行政無線スピーカーを防災行政無                          | 1-24  |                |                                       |
| 線が聞こえにくい地域(難聴地域)に整備する。                        |       |                |                                       |
| ・リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水                          |       |                |                                       |
| <u>予報</u> の情報発信                               | 1-4   | _ , , _ , .    |                                       |
| ※例)避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイ                       | 1-11  | 平成28年度から       | 利根川上流                                 |
| ムで提供できるように、洪水予報等の情報をプッ                        | 1-24  | 順次実施           |                                       |
| シュ型で配信し、スマホで情報が受信できるよう                        |       |                |                                       |
| にする。                                          | 1_17  | 郷鉱 で中佐         | 井디타                                   |
| ・ <u>避難勧告等の発令基準</u> の改善                       | 1-7   | 継続して実施         | 市区町                                   |

| ※例)避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令<br>基準の見直しを行う。<br>また、避難勧告等判断・伝達マニュアル(仮称)                          | <b>~</b> 1-13     |                                   |                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| を作成する。                                                                                  |                   |                                   |                       |
| • <u>避難場所・避難経路</u> の再確認と改善<br>※例)浸水想定区域内となっている避難場所、避<br>難経路が多く、安全性を再確認し、必要に応じ改<br>善を図る。 | 1-14<br>~<br>1-20 | 継続して実施<br>または<br>平成28年度から<br>順次実施 | 市区町                   |
|                                                                                         |                   | <b>顺久天</b> ///                    |                       |
| ・ <u>避難誘導体制</u> の充実                                                                     | 1-20              |                                   |                       |
| ※例) 地域防災計画に避難行動要支援者の避難                                                                  | 1-25              |                                   |                       |
| 誘導体制について記載する。                                                                           | 1-96              | 継続して実施                            | 市区町                   |
| また、自主防災組織等の協力体制を整える。                                                                    | 1-26              |                                   |                       |
|                                                                                         | 1-27              |                                   |                       |
| ・要配慮者利用施設の避難計画の作成及                                                                      |                   | 継続して実施                            |                       |
|                                                                                         |                   | 12.000                            |                       |
| び訓練の促進                                                                                  | 1-7               | または                               | 市区町                   |
| ※例)要配慮者利用施設において策定している避                                                                  | 1-12              | 平成28年度から                          | 1115211               |
| 難計画の対象災害の中に水害も対象として位置                                                                   |                   | 順次実施                              |                       |
| づけていく。                                                                                  |                   | 順次天心                              |                       |
| ■企業防災等に関する事項                                                                            |                   |                                   |                       |
| ・不特定多数の利用する地下施設の避難                                                                      |                   | 継続して実施                            |                       |
|                                                                                         |                   |                                   |                       |
| 計画の作成及び訓練の促進                                                                            | 1-4               | または                               | 利根川上流                 |
| ※例)地下施設管理者に対して、避難計画の策定                                                                  | 1-11              | 平成28年度から                          | 市区町など                 |
| や避難訓練等への支援を行う。                                                                          |                   | 順次実施                              |                       |
|                                                                                         |                   |                                   |                       |
| │ · <u>大規模工場の避難</u> 計画の作成及び訓練                                                           |                   | 継続して実施                            |                       |
| の促進                                                                                     | 1-10              | または                               | 利根川上流                 |
| ※例) 大規模工場に対して、浸水対策や避難計画                                                                 | 1-11              | 平成28年度から                          | 市区町など                 |
| の策定、避難訓練等への支援を行う。                                                                       | 1 11              |                                   | 116541.90             |
|                                                                                         |                   | 順次実施                              |                       |
| ■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周                                                                  | 知等                |                                   |                       |
| ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区                                                                     |                   |                                   |                       |
| 域図、氾濫シミュレーションの公表<br>※例)想定最大規模降雨による利根川上流の洪水<br>浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定と<br>公表を行う。          | 1-1<br>1-3        | 平成29年度                            | 利根川上流                 |
| ・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急                                                                     |                   |                                   |                       |
|                                                                                         |                   | 継続して実施                            | 利根川上流                 |
| 避難及び広域避難計画の策定                                                                           | 1-14              | または                               | 気象庁                   |
| ※例) 想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図                                                                  | ~                 |                                   |                       |
| 等を踏まえ、氾濫特性を考慮した被害シナリオと                                                                  | 1.00              | 平成28年度から                          | 都県                    |
| 緊急避難、広域避難のための避難計画を策定す                                                                   | 1-20              | 順次実施                              | 市区町                   |
| る。                                                                                      |                   |                                   | ·                     |
| ・広域避難のための避難場所の確保                                                                        |                   | 継続して実施                            |                       |
|                                                                                         | 1-14              |                                   | . <del>1</del> /.7 1日 |
| ※例)周辺市区町の協力を得て住民の避難場所                                                                   | ~                 | または                               | 都県                    |
| の確保と避難経路の設定等を進める。                                                                       |                   | 平成28年度から                          | 市区町                   |
| ※例)都県をまたぐような広域避難場所を市区町                                                                  | 1-20              | 順次実施                              |                       |
|                                                                                         |                   | ルスクスル                             |                       |

| が確保できるように都県が支援する。                                |      |                |                                        |
|--------------------------------------------------|------|----------------|----------------------------------------|
| ・広域避難を考慮したハザードマップの作                              | 1-14 |                |                                        |
|                                                  | 1-15 | 平成29年度から       | 市区町                                    |
| ※例)広域避難計画を反映した洪水ハザードマッ                           |      | 順次実施           | <br>                                   |
| プを今後検討する。                                        | 1-24 |                |                                        |
| 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作                             | 成    | I              |                                        |
| ・避難勧告の発令に着目したタイムライン                              | 1-5  |                |                                        |
| の作成<br>                                          | 1-6  | 継続して実施         | 利根川上流                                  |
| ※例)タイムラインの試行版から、チェックリストを含                        | 1-7  | または            | 気象庁                                    |
| む運用版を作成する。                                       | 1-11 | 平成28年度実施       | 市区町                                    |
|                                                  | 1-13 |                |                                        |
| ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施                             | 1_11 | 継続して実施         |                                        |
| ※例)タイムライン運用版に基づいたロールプレイ                          | 1-11 | または            | ₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩ |
| ング及び避難行動実働訓練等の実践的な避難                             | 1-12 | 平成28年度から       | 協議会全体                                  |
| 訓練を実施する。                                         | 1-13 | 順次実施           |                                        |
| ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や                              | 1-10 |                |                                        |
| 「警報級の現象」等の改善(水害時の情報                              | 1-11 | <br>  平成29年度から |                                        |
| 入手のし易さをサポート)                                     | 1-12 | 順次実施           | 気象庁                                    |
| ※例)警報等における危険度の色分け表示、警報                           | 1-13 | が良久文が出         |                                        |
| 級の現象になる可能性の情報発信を行う。                              | 1-19 |                |                                        |
| 防災教育や防災知識の普及                                     | I    | I              |                                        |
| ・水災害の事前準備に関する <u>問い合わせ窓</u>                      |      | 継続して実施         | 利根川上流                                  |
| 口の設置                                             | 1-4  | または            | 気象庁                                    |
| ※例)問い合わせ窓口を設置する。                                 | 14   | 平成28年度から       | 都県                                     |
|                                                  |      | 順次実施           | 市区町                                    |
| ・水防災に関する説明会及び避難訓練の開催                             |      | 継続して実施         | 利根川上流                                  |
| ※例)総合防災訓練や地域防災訓練において、水                           | 1-1  | または            | -<br>気象庁                               |
| 害対応に関する訓練内容を追加して実施する。                            | 1-4  | 平成28年度から       | 都県                                     |
| ※例)洪水時の避難方法等について、自治会や自<br>主防災会に対して説明会を実施する。      | 1-24 | 順次実施           | 市区町                                    |
| ・教員を対象とした講習会の実施                                  |      |                |                                        |
| ※例)小・中学校の学級活動や総合的な学習の時                           | 1-1  | 継続して実施         | 利根川上流                                  |
| 間における水災害教育の取組に向けて、安全・                            | 1-3  | または            | 気象庁                                    |
| 防災教育担当の教員対象に研修会を実施する。<br>※例)河川管理者(河川事務所や県)による出前講 | 1-4  | 平成28年度から       | 都県                                     |
| 座等を実施する。                                         | 1-14 | 順次実施           | 市区町                                    |
| ・小中学生を対象とした防災教育の実施                               | 1-1  | 継続して実施         | 利根川上流                                  |
| ※例)学級活動や総合的な学習の時間等におい                            | 1-3  | または            | 気象庁                                    |
| て、水災害教育を含めた安全に関する授業を実                            | 1-4  | 平成28年度から       | 都県                                     |
| 施する。                                             | 1-14 | 順次実施           | 市区町                                    |
| ※例)河川管理者(河川事務所や県)による出前講                          | 1 14 | <b>小只久天</b> /池 | 11157.111                              |

| 座等を実施する。                          |     |          |       |
|-----------------------------------|-----|----------|-------|
| ・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の               |     |          |       |
| 住民への周知                            |     | 継続して実施   | 利根川上流 |
| ※例)カスリーン台風災害の教訓の伝承(水塚の            | 1-1 | または      | 気象庁   |
| 保全や揚舟の体験学習、権現堂桜堤等の二線              | 1-4 | 平成28年度から | 都県    |
| 堤の保全など)<br>※例)ホームページで災害写真の掲載や、防災知 |     | 順次実施     | 市区町   |
| 識を高めるための紹介ページを設ける。                |     |          |       |

## ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

| 主な取組項目                                                                                                     | 課題の<br>対応         | 目標時期                              | 取組機関                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------------------------|----------------------------|
| ■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の                                                                                      |                   |                                   |                            |
| ・河川水位等に係る情報提供<br>※例)水防団の災害時の行動マニュアル(仮称)を<br>策定し、情報伝達手段を明記する。<br>※例)水防団(消防団)への情報伝達手段として、<br>トランシーバーを配備する。   | 2-1<br>2-2        | 継続して実施                            | 利根川上流<br>都県<br>市区町         |
| ・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の<br>見直し<br>※例)水防団の災害時の行動マニュアル(仮称)を<br>策定し、河川の受け持ち区間や巡視内容につい<br>て明記する。                   | 2-3<br>2-4        | 継続して実施                            | 利根川上流<br>市区町               |
| <ul> <li>水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築</li> <li>※例)市区町で整備している水防資機材の備蓄状況、保管場所、点検管理の実施状況等の情報共有を図る。</li> </ul>       | 2-5<br>2-6<br>2-7 | 継続して実施<br>または<br>平成28年度から<br>順次実施 | 利根川上流<br>都県<br>市区町         |
| ・効率的、効果的な水防活動のため、 <u>洪水</u><br>に対しリスクが高い区間情報の提供<br>※例)洪水に対してリスクの高い区間を分かりやす<br>く図示した情報図の作成と水防団等への提供。        | 2-1               | 平成28年度から<br>順次実施                  | 利根川上流                      |
| ・水防団や地域住民が参加する洪水に対し<br>リスクが高い区間の共同点検の実施<br>※例)重要水防箇所等について、水防団、自治会<br>長や自主防災組織のリーダー等が参加した共同<br>点検を定期的に実施する。 | 2-3<br>2-4        | 継続して実施                            | 利根川上流<br>都県<br>市区町<br>地域住民 |
| ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施<br>※例)水防団(消防団)員専用のメール配信システムを整備する。<br>※例)日頃の訓練や火災現場等において、伝達の確認や実施を行っていく。            | 2-1<br>2-2        | 継続して実施                            | 市区町                        |
| ・水防団同士の連絡体制の確保 ※例)各分団に省電力トランシーバーよりも出力が                                                                     | 2-1<br>2-2        | 継続して実施または                         | 市区町                        |

| 高く、広範囲での通信が可能な、簡易デジタルト<br>ランシーバーを配備する。                                                                                                        |                    | 平成28年度から<br>順次実施                  |                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----------------------------------|---------------------------|
| • <u>関係機関が連携した実働水防訓練の実施</u><br>※例)利根川水系連合総合水防演習等に水防団<br>(消防団)や職員は継続的に参加する。<br>※例)水防管理団体が行う水防訓練に参加する。                                          | 2-4                | 継続して実施<br>または<br>平成28年度から<br>順次実施 | 利根川上流<br>気象庁<br>都県<br>市区町 |
| ・水防活動の担い手となる水防団員の募集<br>や水防協力団体の指定の促進<br>※例)市のホームページや広報誌への掲載、ポス<br>ターの掲示やイベントでのチランの配布、自治会<br>連合会へのリーフレットの配布など、機会をとらえ<br>てPR活動を実施し、広く団員を募集していく。 | 2-3<br>2-4         | 継続して実施                            | 市区町                       |
| <ul><li>・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築</li><li>※例)地域の建設業者等との水防支援体制の検討、協定締結等。</li></ul>                                                               | 2-3                | 継続して実施                            | 市区町など                     |
| ・ <u>庁舎、災害拠点病院等の水害時における</u><br>対応強化<br>※例)庁舎や災害拠点病院における水害時対応<br>マニュアル等の作成及び支援。                                                                | 2-8<br>2-9<br>2-10 | 継続して実施<br>または<br>平成28年度から<br>順次実施 | 都県<br>市区町                 |

## ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取組

| 主な取組項目                                      | 課題の対応 | 目標時期           | 取組機関      |
|---------------------------------------------|-------|----------------|-----------|
| ■氾濫水の早期排水のための効果的な施設運                        | 用     | I              |           |
| ・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運                         |       |                | 利根川上流     |
| 用、水門の操作、排水ポンプ車の配置                           | 3-1   | 継続して実施         | 都県        |
| ※例)排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ                      |       | 11219BO C 5CNB | 市区町       |
| 車の配置による早期排水を実施する。                           |       |                | III EE MI |
| ■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実                       | 施     |                |           |
| <ul><li>関係機関、自治体が共同して<u>緊急排水計</u></li></ul> |       | 継続して実施         |           |
| <u>画(案)</u> を作成                             | 3-1   | または            | 利根川上流     |
| ※例)排水ポンプ車の設置箇所の選定、排水施設                      | 3-2   | 平成28年度から       | 都県        |
| の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模                       | 02    |                | 市区町       |
| 水害を想定した排水計画(案)を作成する。                        |       | 順次実施           |           |
| ・関係機関、自治体が連携した緊急排水計                         |       |                | 利根川上流     |
| 画(案)に基づく排水訓練の実施                             | 3-3   | 平成28年度から       | 都県        |
| ※例)緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練を実                     |       | 順次実施           | 市区町       |
| 施する。                                        |       |                | III (PM)  |
| ■BCP(業務継続計画)に関する事項                          |       |                |           |
| ・水害時に <u>行政機能を維持するBCP</u> の策定               | 2-8   | 継続して実施         | 利根川上流     |
| ※例)役場の機能が低下する中でも、住民に密着                      | 2-9   | または            | 水機構       |

| する行政サービスの提供を継続するため、非常<br>時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方<br>針などを定めた「事業継続計画」を策定する。 | 2-10 | 平成28年度から<br>順次実施                  | 都県<br>市区町          |
|-------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------|--------------------|
| ・水害に対応した <u>企業BCP</u> 策定への支援<br>※例)企業BCP策定支援を検討・実施する。                   | 2-9  | 継続して実施<br>または<br>平成28年度から<br>順次実施 | 利根川上流<br>都県<br>市区町 |
| ■生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用                                              |      |                                   |                    |
| ・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用※例)各種団体・企業等と災害時応援協定等による支援。                    | 2-9  | 継続して実施                            | 都県<br>市区町など        |

#### 7. フォローアップ

協議会は複数の氾濫ブロックをまとめた全体を対象とするが、氾濫ブロックごとの地域の実情に応じて適切に検討を行うため、協議会に部会を置き、協議会で作成した本取組方針を踏まえた「取組方針(ブロック計画)」を作成することとする。

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針及びブロック計画を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、今後策定予定のブロック計画、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図及び家 屋倒壊等氾濫想定区域の内容によっては、取組方針の見直しを行うこととする。